

# 単価一覧

## I 常用電力（常用線）

各月の料金は、基本料金および電力量料金の合計とする。ただし基本料金は、3によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増ししたものとする。また、電力量料金は、燃料費調整によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものとする。

### 1 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとする。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は半額とする。

特別高圧受電	契約電力1キロワットにつき	円 銭
--------	---------------	-----

### 2 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、次の料金を適用する。

特別高圧受電	電力量料金
1キロワット時につき	円 銭

### 3 力率割引および割増し

イ 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントとする。）とする。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなす。

ロ 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しする。

### 4 平均力率の算定式

イ 平均力率の算定式は、次のとおりとする。ただし、有効電力量の値が零となる場合の平均力率は、85パーセントとみなします。

$$\text{平均力率} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100$$

ロ 平均力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

ハ 有効電力量および無効電力量の単位は、それぞれキロワット時、キロバール時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。